

浄化槽からの切替で

下水道使用料が
1年間「781円(税込)/月」に！

公共下水道使用料を減額します

浄化槽を廃止して公共下水道へ接続した場合
下水道使用料が1年間基本料金のみになります。

■対象要件

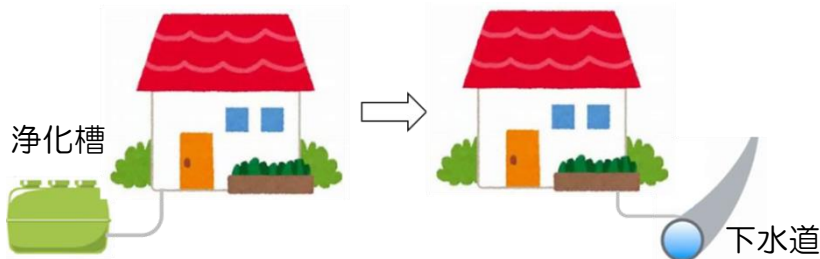
住宅または事業所において、供用開始の日から3年以内に、既設の浄化槽を廃止して新規に公共下水道に接続する工事をし、使用を開始した場合で下記の要件を満たすもの。

- (1) 市内に本社・本店のある排水設備指定工事業者を利用した工事
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 排水設備工事の完了検査日から1か月以内に申請すること

■提出書類

- (1) 公共下水道使用料減免申請書
- (2) 納付等状況調査同意書

(世帯全員の氏名、住所を記入し、押印してください。)



◆ 例えば、1か月に水道を30m³使用しているご家庭では・・・

基本料金 (5m ³)	710円
超過料金 (146円×25m ³)	3,650円
消費税額 (10%)	436円
計	4,796円

基本料金 (5m ³)	710円
消費税額 (10%)	71円
計	781円

1年間で

4,796円×12月=57,552円

1年間で

781円×12月=9,372円

減額制度が適用されると →

1年間で、48,180円減額となります
※ 適用後1年間に限り

※ 供用開始とは、下水道の整備が完了し下水道を使用できるようになることです。